

新規事項

利水ダムの事前放流に伴う補填制度の創設

(1) 利水ダムも含めた既存ダムの徹底活用
 ※ 1級水系、2級水系の県管理の多目的ダム及び
 2級水系の利水ダムは支援制度の対象外

○利水ダムにおいて事前放流を行う際、利水者の損失リスクの軽減を図り、治水協力を促進する観点から、利水者に対し特別の負担を求めめる場合における損失の補填制度を創設する。

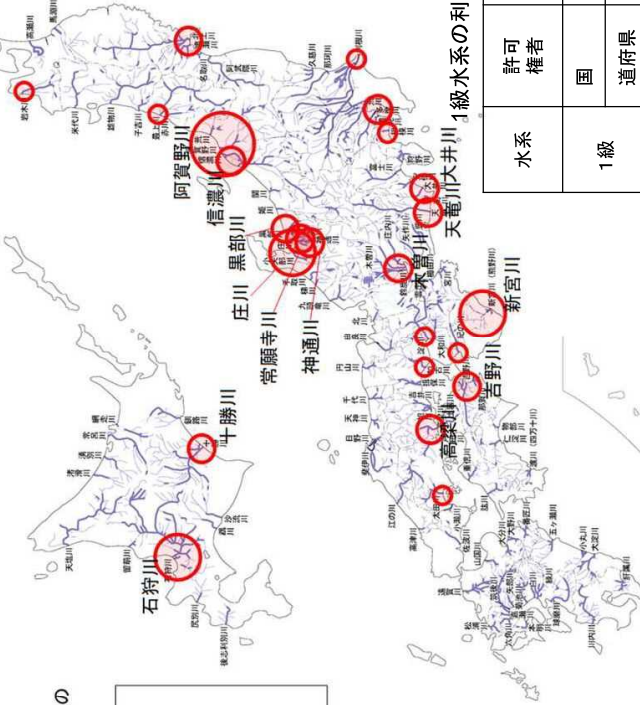
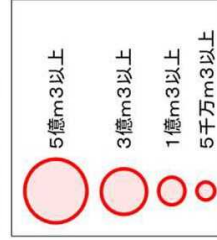
背景・課題

- ダムによる洪水調節は、全川にわたって水位を低下させる有効な治水対策であり、利水ダムも含めた既存ダムを洪水調節に最大限活用していくことが必要。
- 一方で、利水ダムの治水協力にあたっては、事前放流に使用した利水容量が従前と同様に回復しない等の損失リスクがある。

内容

○利水ダムでの事前放流にあたり、利水者に対し特別の負担を求めめる場合における損失の補填制度を創設する。

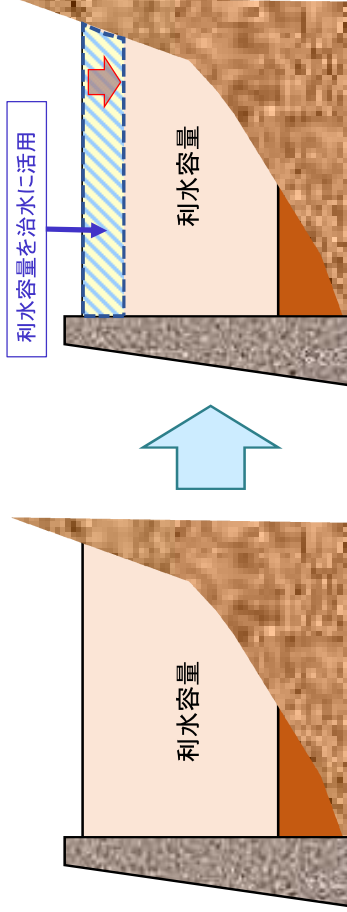
1級水系における利水ダムの有効貯水容量の合計



1級水系の利水ダムの容量

水系	許可権者	ダム数	有効貯水容量 (百万m ³)
1級	国	503	5,629
	道府県	115	94
合計			5,723

※利水、発電(資源エネルギー庁所管)、工業(経産省)、農業(農水省所管)、上水(厚労省所管)



事前放流による治水への活用

水系毎の利水ダムの貯水容量の合計

利水ダムの放流設備等改造に対する補助制度の創設

(1) 利水ダムも含めた既存ダムの徹底活用

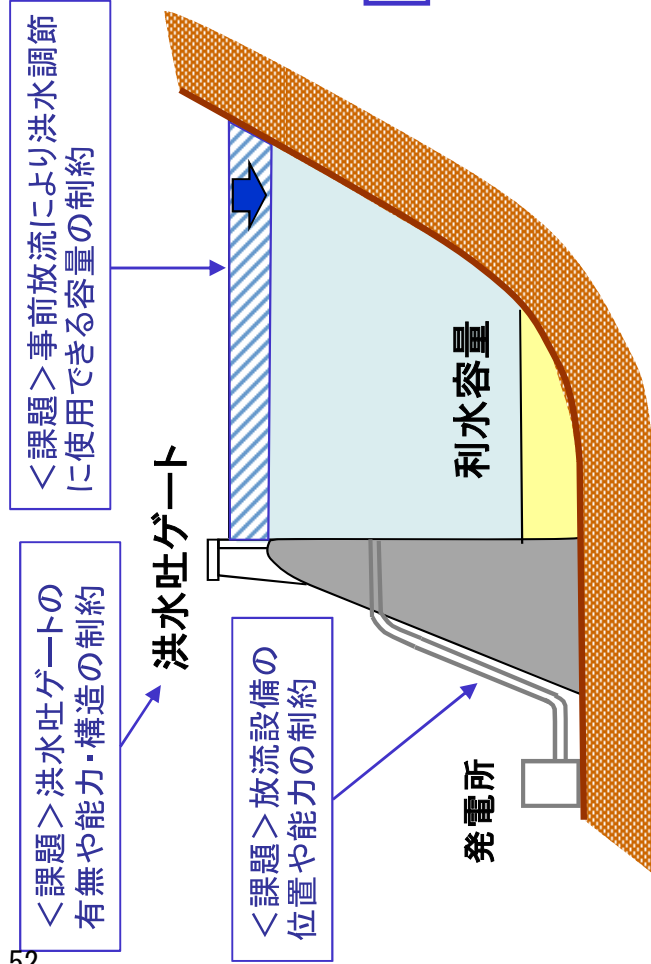
○利水ダムの治水協力を促進するため、利水者が事前放流を行うために実施する放流設備等の改造に対し、補助する制度を創設する。

背景・課題

- 利水ダムは、発電、都市用水等の補給のため、高い貯水位が維持されるよう運用されており、洪水調節に活用するためには洪水が発生する前に事前放流を実施する必要がある。
- 一方で、発電や補給に使用される放流管が小規模であるなどにより、事前放流が十分に行えない場合がある。

内容

○利水ダムが事前放流を行うにあたり、既存施設の改良等が必要となる場合において、その費用の一部を補助する制度を創設する。



ダム再生計画策定事業の充実 ダム再生事業における発電の補償制度の拡充

(1) 利水ダムも含めた既存ダムの徹底活用

- 近年頻発する洪水のリスクを早期に軽減していくために、既存ストックを有効活用していくことが重要。
- ダム再生計画策定事業の充実や発電の補償制度の拡充により、ダム再生の更なる推進を図る。

【ダム再生計画策定事業の充実】

背景・課題

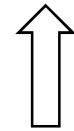
都道府県がダム再生事業を実施するため、「ダム再生計画策定事業」により事業を行う場合、利水ダムを対象とした計画や、ハード整備を伴わない計画を策定することについて、規定されていない。

内容

都道府県がより効果的なダム再生計画を策定するために、ダム再生計画策定事業の対象ダムの範囲を追加する等、制度の充実を図る。

対象ダム

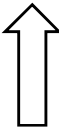
都道府県の
管理するダム



対象ダムの範囲に利水
ダムを追加

対象事業

事業実施を前提



ハード整備を伴わない
ダム再生も対象に追加

【発電の補償制度の拡充】

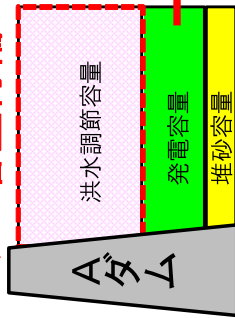
背景・課題

既設ダムを効果的に活用し、ダム再生事業を推進していくためには、水力発電の減電に対する対策等多様なメニューが必要。

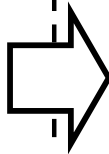
内容

ダム再生事業の実施に際し、発電量の減少を極力防止するため、他ダム(水系の異なる場合も含む)において同等の発電機能を確保する現物補償の導入促進を図る。

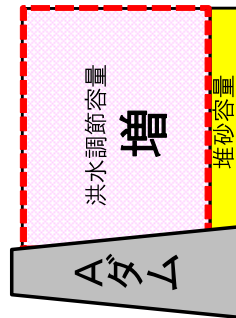
Aダム: 容量再編



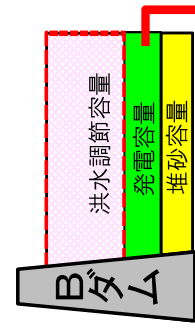
再生前



再生後



Bダム: かさ上げ



他ダムで
発電機能を
確保

